

「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の推進に係る連携協定書

徳島県（以下、「甲」という。）と株式会社徳島銀行（以下、「乙」という。）は、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）の推進に係る連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙が総合戦略の推進に当たり、「とくしま回帰の促進」や「雇用の創出」など、様々な分野で連携・協力関係を強化するとともに、地域の活性化に向けた取組みを協働で行うことにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号について、情報を共有し連携して取り組む。

- (1) ひ と — 「新しい人の流れづくり」に関する施策や事業等
- (2) し ごと — 「地域における仕事づくり」に関する施策や事業等
- (3) 子 育 て — 「結婚・出産・子育ての環境づくり」に関する施策や事業等
- (4) ま ち — 「活力ある暮らしやすい地域づくり」に関する施策や事業等

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定書に基づく業務上知り得た一切の機密情報を本協定書に基づく業務遂行のためのみ利用するものとする。

2 甲及び乙は、相手方の同意を得ることなく、この協定の期間中はもとより、協定終了後においても、機密情報を第三者に開示、提供、漏洩等を行ってはならない。

（連絡会議）

第4条 第2条に掲げる事項の円滑な推進と進行管理を図るため、連絡会議を設置する。

（有効期間）

第5条 この有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲、乙、いずれかから、何らかの申し入れがない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

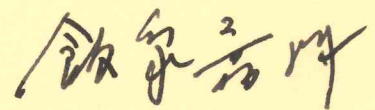
（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙記名の上、各自その1通を保管する。

平成28年2月4日

甲 徳島県
徳島県知事



乙 株式会社徳島銀行
代表取締役頭取

